

山口大学教職員組合規約

第1章 総則

第1条（名称）

本組合は、山口大学教職員組合（以下「組合」という）という。

第2条

組合は、事務所を山口市大字吉田 1677-1 におく。

第3条（目的）

組合は、団結と相互扶助・友愛の精神により、組合員の労働条件を維持改善し、経済的社会的地位の向上を図るとともに、教育ならびに研究の民主化を図ることを目的とする。

第4条（事業）

組合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）組合員の労働条件の維持改善に関すること
- （2）組合員の福祉の増進と文化的地位の向上に関すること
- （3）労働協約の締結、改訂に関すること
- （4）教育ならびに研究の民主化に関すること
- （5）同一の目的を有する団体との協力、提携に関すること
- （6）その他目的達成に必要なこと

第5条（分会）

組合に分会をおく。

2 分会は、部局などを単位として組織する。

3 組合員は、その属する部局を管轄する分会に所属するものとする。学内共同利用教育研究施設に所属する者については、その所在地区、勤務内容が近いところの部局が管轄する分会に所属するものとする。

4 分会は、この規約に抵触しない範囲で分会規約その他必要な規則を定め、それに基づき、組合の統制を乱さない範囲でその自主性を認められ、活動する。

5 分会には、分会長 1 名および分会役員若干名をおく。

6 組合は、分会の活動費に当てるため、別に定めるところにより、各分会に対し、分会活動交付金を交付する。定期大会前に分会は執行員会に決算報告を提出する。

第2章 組合員

第6条（組合員）

組合は、国立大学法人山口大学の教職員ならびに組合が承認した者によって組織する。ただし、労働組合法第2条但し書第1号にいう「監督的地位」にある者は、この組合の組合員になることはできない。

第6条の2（準組合員）

山口大学教職員組合に準組合員を置く。準組合員に関する規定は別に設ける。

第7条（権利）

何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地、または身分によって組合員たる資格を奪われない。

2 組合員は平等に次の権利を有する。

- （1）この規約に基づき、すべての問題に参加し均等の取扱いを受ける権利
- （2）組合役員その他の代表に選挙され、もしくは選挙する権利
- （3）この規約に基づき、自由に意見を表明し議決に参加する権利
- （4）組合役員および機関の活動の報告を求め、または批判し解任を請求する権利
- （5）懲戒処分について弁明し得る権利

第8条（義務）

組合員はすべて次の義務を負う。

- （1）規約および大会の決議に従い、機関の統制に服する義務
- （2）組合費および機関で決定したその他賦課金を納める義務
- （3）規約に基づく各会議に出席する義務
- （4）組合の機密をもらさない義務

第9条（加入の手續）

組合に加入するときは、所定の加入申込書に必要事項を記載のうえ、執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。

第10条（資格喪失）

組合員は次の場合にその資格を失う。

- （1）退職したとき
- （2）解雇されたとき
ただし、組合が解雇を正当と認めていない被解雇者については、その資格を失わない。
- （3）除名されたとき
- （4）脱退が認められたとき
- （5）第6条のただし書きに該当したとき

第11条（脱退の手續）

組合を脱退するときは所定の脱退届に必要な事項を記載のうえ執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。

2 脱退後は組合に対する一切の権利を失い、既納の金品は返却しない。ただし、組合に対し債務がある場合は、それを完済した後でなければ脱退は認められない。

第3章 機関

第12条（機関の種類）

組合に次の機関をおく。

- （1）議決機関
 - ア．定期大会
 - イ．臨時大会
 - ウ．分会代表者会議

- (2) 執行機関
 - ア. 執行委員会
- (3) 監査機関
 - ア. 会計監査

第1節 議決機関

第13条 (大会)

大会は組合の最高議決機関であつて、大会代議員をもって構成する。

2 大会代議員は、大会が開催される都度、各分会においてその所属分会員15名ごとに1名の割合で組合員の直接無記名投票により選出する。ただし、組合員数が15名未満の分会は、大会代議員1名とする。

第14条 (定期大会)

定期大会は、年1回10月に開催するものとし、執行委員長がこれを招集する。

第15条 (臨時大会)

臨時大会は次の各号に定める場合に、10日以内に開催するものとし、執行委員長がこれを招集する。ただし、臨時大会の付議事項が、第17条第7号（役員の選任を除く）または第8号（組合員の表彰を除く）に定めるものの場合は、分会代表者会議の議長が、臨時大会を招集するものとする。

- (1) 執行委員会が必要と認めたとき
- (2) 分会代表者会議が必要と認めたとき
- (3) 組合員の3分の1以上からの連署により理由を明らかにした要求があったとき

第16条 (告示)

大会の日時、場所、議題等は、開催の日から14日前に告示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

第17条 (付議事項)

大会の付議事項は、次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 運動方針の決定と経過報告の承認
- (2) 組合規約の改廃
- (3) 予算の決定および決算の承認
- (4) 労働協約の締結、改正、期間の延長
- (5) 争議行為の開始およびその終結
- (6) 上部組織への加盟、脱退
- (7) 役員の選任および解任
- (8) 組合員の表彰および制裁
- (9) 組合の統合および解散
- (10) 組合員の3分の1以上が理由を付して請求した事項
- (11) その他以上の事項に準ずる重要な事項

第18条 (定足数と議決)

大会の定足数は大会代議員の3分の2とし、この規約の定める事項の他は出席者の過半

数をもって議決する。ただし、前条第2号、第5号の場合は、組合員の直接無記名投票を行い、第2号については全組合員の過半数をもって、第5号については有効投票数の過半数をもって、決定する。

第19条（議長）

大会の議長は、大会代議員の中から立候補または推薦により選出する。

第20条（分会代表者会議）

分会代表者会議は、大会に次ぐ議決機関であり、各分会2名の分会で選出された分会代表者をもって構成する。ただし、組合員数が15名未満の分会は、分会代表者1名とする。

2 分会代表者会議の議長は、分会代表者の互選により選出する。

3 分会代表者会議は、必要に応じて執行委員長が招集し、次の各号に定める事項を討議する。ただし、分会代表者会議が、本項第5号に定める事項を討議するものである場合には、第28条第2項に定めるところにより役員の解任を要求する組合員の3分の1以上の者の中から選出された者1名が、これを招集する。

（1）大会から次期大会までの日常活動の方針決定と経過報告

（2）会計の中間報告

（3）疑義を生じた規約の解釈

（4）規約に基づく諸規定の決定と改廃

（5）役員の解任

（6）組合員の制裁

（7）その他、執行委員会が必要と認めた事項

4 分会代表者会議の定足数、議決等については、大会に準ずる。

第2節 執行機関

第21条（執行委員会）

執行委員会は、大会において決定された事項および規約に定められた組合業務を執行する。

第22条（構成と招集）

執行委員会は、正副執行委員長、書記長、書記次長、執行委員（第25条第2項の規定に基づき、特別執行委員が選出された場合には、その者を含む）をもって構成し、執行委員長はこれを招集する。

第23条（定足数と議決）

執行委員会は、過半数をもって成立し、出席者の3分の2をもって議決する。

第24条（専門部）

執行委員会のもとに次の専門部ならびに委員会をおく。

（1）女性部

（2）事務職員部

（3）その他大会の議決により設置を必要とされたもの

第4章 役員

第25条（役員）

本組合に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| （１）執行委員長 | １名 |
| （２）副執行委員長 | ２名 |
| （３）書記長 | １名 |
| （４）書記次長 | ２名 |
| （５）執行委員 | 若干名 |
| （６）会計監査 | ２名 |

２ 大会の議決に基づき、特別の任に当たらせるため、特別執行委員を若干名おくことができる。

第26条（職務）

役員の職務は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| （１）執行委員長 | 本組合を代表し、業務を統轄する |
| （２）副執行委員長 | 委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する |
| （３）書記長 | 日常の業務を処理し、文書および記録の整理、保管にあたる |
| （４）書記次長 | 書記長を補佐し、書記長事故あるときはその職務を代行する |
| （５）執行委員 | 各専門部を担当し、組合業務を執行する |
| （６）会計監査 | 執行機関と独立して、本組合の会計業務を監査し、定期大会に報告する |

第27条（任期）

各役員の任期は、大会から次期大会までとし、再選を妨げない。ただし、役員中に欠員が生じたときには原則として補充選挙を行う。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第28条（解任）

役員が任務を怠りまたは機関の決定に反する行為をした場合は、大会において出席者の3分の2以上の賛成により解任することができる。

２ 前項による解任の決定は、組合員の3分の1以上からの要求があったときに、本人に弁明の機会を保障し、事実の調査を行わせるため、分会代表者会議が、3名の委員からなる調査委員会を設置し、その報告に基づいて、大会に発議することにより、なされるものとする。

第5章 選挙

第29条（選挙管理委員会）

選挙の公正を期するため、選挙管理委員会をおく。この委員は5名とし、執行委員会が委嘱する。選挙管理委員は、別に定めるところにより、選挙に関する一切の職務を行う。

第30条（投票の方法）

各役員の選挙は、組合員の直接無記名投票によって行う。

第6章 会計

第31条（経費）

組合の経費は、組合費、臨時組合費、寄付金およびその他の収入をもって当てる。

第32条（組合費）

組合費の額は、別に定める。

- 2 大会で必要と認められたときは、臨時に組合費を徴収することができる。

第33条（会計年度）

組合の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第34条（会計報告）

組合は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、そのすべての財産および使途、主要な寄附者の氏名ならびに現在の経理状況を示す会計報告を少なくとも毎年1回、組合員に対し公表する。

- 2 組合は、組合員の請求があれば、いつでも会計帳簿を公開しなければならない。

第7章 争議

第35条（同盟罷業権の行使）

同盟罷業権の行使は、組合員の直接無記名投票の過半数による決定による。

第36条（闘争委員会）

執行委員会は、分会代表者会議にはかり、必要に応じて闘争委員会をおくことができる。

第8章 賞罰

第37条（表彰）

組合は、大会の決議により、組合発展のため功労があった組合員または他の模範となると認められる組合員を表彰することができる。

第38条（制裁）

組合は、大会に決議に基づき、組合員で次の各号に該当する者に対し、その情状により、制裁を加えることができる。

- (1) 組合の規約または決議に違反した者
- (2) 組合の統制を乱しまたは運営を妨げた者
- (3) 組合の名誉を毀損した者
- (4) 組合員の義務を怠った者
- (5) その他各号に準ずる不適当な行為のあった者

- 2 制裁の種類は、次の各号の定めるところとする。

- (1) 戒告
- (2) 権利停止
- (3) 除名

第39条（制裁の手続）

前条の制裁は、戒告および権利停止については大会出席者の過半数の賛成をもって、除名については直接無記名投票による3分の2以上の賛成をもって、決定する。

2 前項による制裁の決定は、本人に弁明の機会を保障し、事実の調査を行わせるため、分会代表者会議が、3名の委員からなる調査委員会を設置し、その報告に基づいて、大会に発議することにより、なされるものとする。

第9章 解散

第40条（解散）

本組合の解散は、全組合員の直接無記名投票を行い、全組合員の4分の3以上の賛成をもって決定する。

第10章 組合規約の改廃

第41条（規約の改廃）

本規約は、全組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ、改廃することができない。

附則

本規約は、2004（平成16）年4月1日より施行する。

本規約は、2006（平成18）年2月13日に改正、同日施行する。